

【安藤昌益研究の最前線（その20）】

安藤昌益の真営道医学を伝承した江戸の町医・
川村真斎による処方収集書『真斎聚方』における
「本草之部 附方」の処方群〔【X】=No.210～333〕は、
『本草綱目』の【附方】からの記載であることの考証、
および『真斎聚方』の全体的な構成について
——【X-10】『真斎聚方』〔No.331～333〈最終丁〉〕
〔『本草綱目』卷五十・上（獣部）～卷五十二（人部）〕
——さらに、真斎の「筆写・抄出方法」から
『真斎謄筆』と稿本『自然真営道』との
内容的同一性について考える

和田耕作

（KOSAKU WADA）

『真齋聚方』（内藤記念くすり博物館蔵本）は、浩瀚な著作である。

本稿では、本誌「PHN」35号に引き続いて、No.115以降の処方群と、それらに関連すると思われる『名家方選』三部作の処方群についての考証と考察を進める予定であったが、今回は、急遽予定を変更して、『真齋聚方』の「最終見出し」であるところの「本草之部 附方」〔No.210～333〕についての考証と考察を行うことにした。

「本草之部 附方」は、それまでの記述とは、大きく異なっており、その「出典」書目数も膨大であり、何による記載であるのかが、これまで不明であった。それは、『真齋聚方』における「最後の難関」と思われた。

しかし、実際に調査をしてみると、この問題は、意外にもすぐさま解決したのである。すなわち、「本草之部 附方」は、『本草綱目』の【附方】などからの記載であることが、このたび明らかとなった。

『本草綱目』は、各薬物などを、

【釈名】【集解】【正誤】【修治】【気味】【主治】【發明】【附方】の八項目にわけて記述している。

真齋は、最後の【附方】の処方群の中からを選んで記載していることが明らかになった。一部には、【發明】や【修治】の項目からも記載しているところもある。

『真齋聚方』「本草之部 附方」には、『本草綱目』の書名も、処方のある巻数や「薬物名」などの項目も記されていない。したがって、本稿では【附方】などのある『本草綱目』の巻数や分類項目、さらには「薬物名」などをも示して、『真齋聚方』「本草之部 附方」の内容構成が明確となるように記述することとした。

今回は、その第10回目（最終回）であり、【X-10】『真齋聚方』〔No.331～333〕まで、すなわち、『本草綱目』の巻五十・上〔獸部〕～巻五十二〔人部〕に相当する部分である。

このたび、「本草之部 附方」の「出典」が判明したことにより、
『真齋聚方』の全体的な構成を、次のように把握することができる

▼〔第一部〕・・・『真齋聚方』・「第一編」▼

・『真齋聚方』〔No.1～36〕

・この巻頭部分は、『類聚方集覧』などから記載によるものであり、
おもに『真齋方記』へと増補されるところのものである。

〔『PHN』32号（2018年8月号）を参照〕

▼〔第二部〕・・・『真齋聚方』・「第二編」▼

・『真齋聚方』〔「A」=No.37～115〕+〔「B」=No.116～209〕

・次は、各医書群と『名家方選』三部作からの処方群である。

〔「A」については、『PHN』33号（2018年9月号）～35号
（2018年11月号）を参照。〕

〔「B」については、今後、考証の予定であるが、その一部である
安藤昌益と山脇東洋の処方群については、『PHN』30号
（2018年4月号）・31号（2018年5月号）を参照のこと。〕

・この「第二編」については、考証をさらに進めた上で、その
構成について再考する予定である。

▼〔第三部〕・・・『真齋聚方』・「第三編」▼

・『真齋聚方』「本草之部 附方」〔第三部〕の構成

〔「A」=No.210～287〕（『本草綱目』【附方】などによる記載）
+〔「B」=No.287～299〕・【『本草綱目』以外の書物の処方群】・
+〔「C」=No.299～333〕（『本草綱目』【附方】などによる記載）

・『真齋聚方』の「第三編」と言える「本草之部 附方」は、この
たび『本草綱目』【附方】などからの記載であることが明らかに
なったのである。

・『真齋聚方』の「本草之部 附方」は、分量的には、『真齋聚方』
の中の三分の一を超えており、上記の「第一編」と「第二編」
を合わせて、仮に『真齋聚方』の「前編」とすれば、明らかに
『真齋聚方』の「後編」と呼んでよいものである。

・しかし、その後（6回目）初めて明らかになったのは、『真齋聚方』

〔「B」=No.287～299〕の存在である。この部分は、『本草綱目』

以外の書物から記載した処方であることが、明らかとなった。

〔「A」については、『PHN』36号（2019年1月号）～『PHN』

41号（2019年6月号）を参照のこと〕

〔「B」〕については、『PHN』41号（2019年6月号）を参照の

こと〕

〔「C」〕については、『PHN』41号（2019年6月号）～『PHN』

45号（2019年10月号）を参照のこと〕

●・【出典】の考証のための文献一覧・●

・『新註校定・国譯本草綱目』（第十二冊）〔獣部・人部〕

（昭和52年4月、新註増補版、春陽堂書店刊）〔和田文庫蔵〕

〔以下、『国訳本草綱目』（第十二冊）と略記する。〕

・〔明〕李時珍『本草綱目』（全二冊）

（1986年5月、商務印書館香港分館刊）〔和田文庫蔵〕

・『補註・本草綱目』（上巻、多紀安元遺稿、多紀鶴郎・永島忠共纂）

（大正四年十月、半田屋医籍商店刊）〔和田文庫蔵〕

・『補註・本草綱目』（下巻ノ一、多紀安元遺稿、多紀鶴郎・永島忠
共纂）

（大正五年十一月、半田屋医籍商店刊）〔和田文庫蔵〕

・『補註・本草綱目』（下巻ノ二、多紀安元遺稿、多紀鶴郎・永島忠
共纂）

（大正七年二月、半田屋出版部刊）〔和田文庫蔵〕

▼凡例▼

.....

○ [金] ○ [『本草綱目』の薬物名]

【附方】 (No.210) [『真斎聚方』におけるNo.]

[1/5] [『本草綱目』の5処方の中の1処方を記載]

・「軽粉破口」 「外台」 [A] [外台秘要] [B]

[A] = 『真斎聚方』における略書名。

[B] = 『本草綱目』を参照したわかりやすい書名。

.....

・「▲」は、『真斎聚方』に出典が欠落しているもの。

・「——」は、『本草綱目』に出典の記載なきもの。

.....

◎・『真斎聚方』「本草之部 附方」の処方群の「出典」

である『本草綱目』【附方】との考証と考察・◎

.....

▼《I.》▼

▼『本草綱目』卷五十・上「獣部」 「獣之一」（畜類）より▼

.....

○ [豕] ○ [『国訳本草綱目』（第十二冊、p.1）]・

○○ [豨猪肉] [『国訳本草綱目』（第十二冊、p.3）]・

【附方】 (No.331) [1/20]

・①「山行辟蛭」 「千金」 [千金方]

○○ [胆] [『国訳本草綱目』（第十二冊、p.32）]・

【附方】 (No.331) [3/20]

- ・①「熱病虫瘰〔●（匿の下に虫虫）〕」・・・「▲」〔梅師〕
 ・「瘰」の字は、●（匿の下に虫虫）が正しい。転記ミス
- ・②「抜白換黒」・・・・・・・・・・「聖恵」〔聖恵方〕
- ・③「小児初生」・・・・・・・・・・「姚和」〔姚和衆〕

〇〇〔母猪乳〕・・・・・・・・〔『国訳本草綱目』（第十二冊、p.39）〕・

【附方】・・・・・・・・（No.331）〔1／1〕

- ・①「断酒」・・・・・・・・・・「▲」〔千金〕

○〔羊〕○・・・・・・・・・・〔『国訳本草綱目』（第十二冊、p.62）〕・

〇〇〔心〕・・・・・・・・・・〔『国訳本草綱目』（第十二冊、p.80）〕・

【附方】・・・・・・・・（No.331）〔1／1〕

- ・①「心気鬱結」・・・・・・・・・・「正要」

〇〇〔羊石子〕・・・・・・・・〔『国訳本草綱目』（第十二冊、p.83）〕・

【附方】・・・・・・・・（No.331）〔1／15〕

- ・①「青盲内障」・・・・・・・・・・「傳信」〔傳信方〕

〇〇〔胆〕・・・・・・・・・・〔『国訳本草綱目』（第十二冊、p.87）〕・

【附方】・・・・・・・・（No.331）〔2／7〕

- ・①「病後失明」・・・・・・・・・・「肘后」
- ・②「目為物傷」・・・・・・・・・・「聖恵」〔聖恵方〕

▼「後出の「〇〇〔●〔月ヘンに丨と臣〕〕」は、ここにあるもの。▼

〇〇〔脊骨〕・・・・・・・・〔『国訳本草綱目』（第十二冊、p.93）〕・

【附方】・・・・・・・・（No.331）〔1／9〕

- ・①「小便膏淋」・・・・・・・・・・「聖恵」〔聖恵方〕

▼▼・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・下記の処方「〇〇〔胆〕」〔『国訳本草綱目』（第十二冊、p.87）〕の後にあるもの。

▼▼・・・・・・・・・・・・・・・・

〇〇〔●〔月ヘンに|と臣〕〕・・〔『国訳本草綱目』（第十二冊、p.89）〕・

【附方】・・・・・・・・（No.331）〔1／3〕

・①「痘瘡癰痕」・・・・・・・・「千金」
・・・・・・・・

〇〇〔脛骨〕・・・・・・・・〔『国訳本草綱目』（第十二冊、p.95）〕・

【附方】・・・・・・・・（No.331～332）〔3／11〕

- ・①「●〔黒に干〕●〔黒に曾〕醜陋」・・「肘后」
- ・②「誤吞銅錢」・・・・・・・・「談堊」〔談堊翁方〕
- ・③「咽喉骨硬」・・・・・・・・「聖恵」

●【考察1】●

・上記で触れたように、一部で処方の順序が、前後しているところ
がある。記載の処方の数もこれまでに比較すると、少ないように思われる。

・・・・・・・・・・・・・・・・

▼《Ⅱ.》▼

▼『本草綱目』卷五十・下「獣部」・・・・・・・・「獣之一」（畜類）より▼

・・・・・・・・・・・・・・・・

○〔牛〕○・・・・・・・・〔『国訳本草綱目』（第十二冊、p.103）〕・

〇〇〔黄牛肉〕・・・・・・・・〔『国訳本草綱目』（第十二冊、p.106）〕・

【附方】・・・・・・・・（No.332）〔1／5〕

- ・①「返本丸」・・・・・・・・「乾坤生意」
・長文であるが、全文を記載している。

〇〇〔脂〕・・・・・・・・〔『国訳本草綱目』（第十二冊、p.117）〕・

【附方】・・・・・・・・（No.332）〔1／5〕

- ・①「腋下胡臭」・・・・・・・・「姚氏」

○ [馬] ○ [『国訳本草綱目』 (第十二冊、p.137)] .

○○ [汗] [『国訳本草綱目』 (第十二冊、p.149)] .

【附方】 (No.332) [2/2]

・ ① 「鯨刺雕青」 「子和」

・ ② 「飲酒欲断」 「千金」

・ 末尾に「汗 本草 気味 有大毒」とあるのは、『本草綱目』

の [汗] の項の「気味」に「有大毒」とあるのを記したもの。

○○ [白馬溺] [『国訳本草綱目』 (第十二冊、p.150)] .

【附方】 (No.332) [2/9]

・ ① 「婦人乳腫」 「産宝」

・ ② 「小兒赤疵」 「千金」

● 【考察2】 ●

・ 長文をすべて記載しているところもあるが、やはり記載の処方数は少ない。

▼ 《Ⅲ-A. 》 ▼

▼ 『本草綱目』 卷五十一・上「獸部」 . . . 「獸之二」 (獸類) より ▼

○ [犀] ○ [『国訳本草綱目』 (第十二冊、p.242)] .

○○ [犀角] [『国訳本草綱目』 (第十二冊、p.249)] .

【附方】 (No.332) [8/13]

・ ① 「小兒驚癇」 「廣利」 [廣利方]

・ ② 「痘瘡稠密」 「錢氏」 [錢氏小兒方]

・ ③ 「消毒解熱」 「錢氏」

・ ④ 「服藥過劑」 「外台」

- ・⑤「中毒煩困」・・・・・・・・・・「外台」
- ・⑥「雉食中毒」・・・・・・・・・・「聖恵」〔聖恵方〕
- ・⑦「山嵐瘴氣」・・・・・・・・・・「集簡」〔集簡方〕
- ・⑧「下痢鮮血」・・・・・・・・・・「聖恵」
- 〔熊〕○・・・・・・・・・・〔『国訳本草綱目』（第十二冊、p.265）〕・

○○〔脂〕・・・・・・・・・・〔『国訳本草綱目』（第十二冊、p.268）〕・

【附方】・・・・・・・・（No.332）〔1／3〕

- ・①「令髮長黒」・・・・・・・・・・「聖恵」〔聖恵方〕

○○〔胆〕・・・・・・・・・・〔『国訳本草綱目』（第十二冊、p.270）〕・

【附方】・・・・・・・・（No.332～333）〔2／10〕

- ・①「初生目閉」・・・・・・・・・・「全幼」〔全幼心鑑〕
- ・②「十年痔瘡」・・・・・・・・・・「外台」

○〔鹿〕○・・・・・・・・・・〔『国訳本草綱目』（第十二冊、p.283）〕・

○○〔角〕・・・・・・・・・・〔『国訳本草綱目』（第十二冊、p.292）〕・

【附方】・・・・・・・・（No.333）〔1／35〕

- ・①「妖魅猫鬼」・・・・・・・・・・「録驗」

○〔麝〕○・・・・・・・・・・〔『国訳本草綱目』（第十二冊、p.328）〕・

○○〔麝脐香〕・・・・・・・・〔『国訳本草綱目』（第十二冊、p.332）〕・

【附方】・・・・・・・・（No.333）〔1／20〕

- ・①「鼠咬成瘡」・・・・・・・・・・〔経験方〕
- ・出典として「集簡」とあるのは、二つ後の処方「山嵐瘴氣」のもので、転記ミスである。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

▼《Ⅲ－B.》▼

▼『本草綱目』卷五十一・下「獸部」・・・「獸之二」（獸類）より▼

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

▼▼・・・「この節からの記載処方は、

▼《Ⅲ－C.》▼の後にある。〔「後出」を参照〕・・・▼▼

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

▼《Ⅲ－C.》▼

▼『本草綱目』卷五十一・下「獣部」・・・「獣之三」（鼠類）より▼

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○〔鼠〕○・・・・・・・・〔『国訳本草綱目』（第十二冊、p.400）〕・

○○〔胆〕・・・・・・・・〔『国訳本草綱目』（第十二冊、p.408）〕・

【附方】・・・・・・・・（No.333）〔2／4〕

・①「耳卒聾閉」・・・・・・・・「本事」〔本事方〕

・②「青盲不見」・・・・・・・・「聖恵」〔聖恵方〕

▼▼・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

▼・「下記の二処方は、前節「▼《Ⅲ－B.》▼」の中のものである。」・

○〔兔〕○・・・・・・・・〔『国訳本草綱目』（第十二冊、p.374）〕・

○○〔血〕・・・・・・・・〔『国訳本草綱目』（第十二冊、p.378）〕・

【附方】・・・・・・・・（No.333）〔2／6〕

・①「兔血丸」・・・・・・・・「保寿」〔劉氏保寿堂方〕

・②「蟾宮丸」・・・・・・・・「——」

・『本草綱目』では、②、①の順番である。

▲▲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

▼《Ⅲ－D.》▼

▼『本草綱目』卷五十一・下「獣部」・・・・・・・・

・・・・・・・・「獣之四」（禽類、怪類）より▼

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

▼▼・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

▼▼・・・・「この節からの記載処方はない。」・・・・▼▼

▲▲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

●【考察3】●

- ・上記で触れたように、処方記載が節を越えて前後しているところがある。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

▼《IV. 》▼

▼『本草綱目』卷五十二「人部」・・・・・・・・「人之一」より▼

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

▼▼・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

▼▼・・・・「この節からの記載処方はない。」・・・・▼▼

▲▲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

●【考察4】●

- ・この節からの記載処方はない。しかし、最終巻である『本草綱目』卷五十二「人部」までの処方群を記載しているところに、真斎の『本草綱目』の全体から学ぶという姿勢が貫かれている。

▼▼・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

▼・・・・（No.333）・・・・▼

▼・・・「以下の2処方は、『本草綱目』以外の書物からの記載であろ
うと思われる。」・・・▼

・①「痲病奇方」・・・・・・・・・・「▲」

・「サタイヲ壺焼シテ度々食スベシ。尤至而薄醬油一味ヲ以テ味
トナス〔ベ〕シ。」との解説文がある。

・②「治留飲奇方」・・・・・・・・・・「心効通鑑」

・「薔薇花十両、大黃六両、或等分ノ説アリ。

青黛二錢、或青黛ナシ。散服スベシ。」との解説文がある。

・さらに、

「真齋 此方ノ薔薇花ヲ營実ニ代テ妙也。

分量ハ 營実十両、大黃八両トナシテヨロシ。

最モ 營実ハ皮ヲ去リ タ子〔タネ〕斗リヲ用ユヘ〔ベ〕

シ。

此方 大黃多少等ハ 前方ヲ以テ之レヲ左右スヘ〔ベ〕

シ。

神方ト云テ可ナルヘ〔ベ〕 キ乎。」

との、真齋の按文がある。

▲▲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

◎・・・〔「真齋聚方」〕・・・・・・・・・・【以上にて終了】・・・◎

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

●【考察5】●

・上記の2処方は、『本草綱目』以外の書物からの記載であろうと思
われる。真齋の按文から、その処方の重要性が感じられる。

◎・むすび・◎

このたび、『真齋聚方』『本草之部 附方』の各処方が、『本草綱目』の

各薬物の【附方】からの記載であることが判明したことにより、『真斎聚方』の全体的構成が、ここに初めて明らかになった。

そして、すでに述べたように、真斎は、『真斎聚方』「本草之部 附方」の各処方を、『本草綱目』の各薬物の【附方】の項から、基本的に「原文」そのままの内容で記載している。それは、これまでの真斎の「筆写・抄出方法」を踏襲しているものである、と言えるであろう。

各処方の抄出については、真斎の臨床家としての必要性から選ばれたものと思われる。

『真斎聚方』「本草之部 附方」もまた、『本草綱目』の各薬物の【附方】の項から臨床的に参考となる処方群を抄出して、臨床研究に役立てるということが目標であった。その「按文」の一つひとつの内容が、それを物語っている。いずれにしても、『本草綱目』の各薬物の【附方】を、これほど多く記載した真斎の研究態度には、感服せざるを得ない。

以上は、「第1回目の考証」における「むすび」であるが、『真斎聚方』「本草之部 附方」の全体的考証を終了した現在でも、最初から一貫して原文を尊重し、そのままを記載するという真斎の筆写・抄出の方法は、基本的に変わりはないと言えるであろう。

ただし、今回の場合にも、前回と同様、処方の記載のない巻が目立っている。それは、これまでの項目に比べて頻用性が低いからなのであろう。

しかし、ともかくも最終巻である『本草綱目』巻五十二「人部」までの処方群を記載しているところに、真斎の『本草綱目』の処方群の全体から学ぶという姿勢が貫かれている。

それは、安藤昌益の稿本『自然真営道』のすべての処方群を『真斎謾筆』に記載していることに通じるものである。

その他については、各項の【考察】において述べたとおりである。

[2019年10月30日、PHN（思想・人間・自然）、第45号、PHNの会発行]

[2019年10月30日、和田耕作、Copyright(C)、無断転載厳禁、All rights reserved.]
